

工事請負契約約款及び業務委託（コンサル関係）契約約款

改正概要（令和6年10月1日～）

○ 主な改正内容

- ・市発注の建設工事及び建設工事関連業務の受注者が発注者に書面で寄託している履行保証保険契約証書及び前払金保証契約証書について、当該契約番号及び認証キーを発注者に電磁的方法により通知した場合にあっては、当該保険・保証契約証書を発注者に寄託したものとみなす。
- ・工事請負契約書約款及び業務委託（コンサル関係）契約約款において、書面により行わなければならないとされている規定（第1条等）について、電子メール等の情報通信技術を利用して意思表示を行うことを可能とする。

○ 主な改正点

工事請負契約約款

- ・第4条、第35条：保証事業会社が行う履行保証保険契約及び前払金保証契約の電子化への対応
- ・第63条：情報通信の技術を利用した意思表示

業務委託（コンサル関係）契約約款

- ・第4条、第35条：保証事業会社が行う履行保証保険契約及び前払金保証契約の電子化への対応
- ・第57条：情報通信の技術を利用した意思表示

○ その他

- ・保証証書の電子化については当面の間、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社）によるもののみとする。
- ・本改正については、令和6年10月から施行する。